

# 公益社団法人 千葉県サッカー協会 シニア委員会 規約

## 第1章 総則

(名称)

- 第1条 本委員会は、公益社団法人千葉県サッカー協会シニア委員会（以下「本委員会」という）と称し、外国に対しては（CHIBA Senior FOOTBALL Committee）『略称 CHIBA Senior FC』という。
- 2 本委員会は、公益社団法人千葉県サッカー協会の内部機構としてその統轄を受ける。

(事務局)

- 第2条 本委員会の事務局は、委員長の指定の場所に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 本委員会は、千葉県のシニアサッカーを統轄する団体として、シニアサッカー競技の普及及び振興を図り、併せて生涯サッカーのため健康と親睦を深め、ゲームを楽しむことを目的とする。

(事業)

- 第4条 本委員会は、第3条の目的達成の為に次の事業を行う。
- (1) シニアサッカーの普及・発展に関すること。
  - (2) シニアサッカー大会の開催に関すること。
  - (3) シニアサッカーの関東・全国大会への千葉県代表チーム・選手の派遣に関すること。
  - (4) 指導者、審判員及び選手の養成と資質の向上。
  - (5) その他、本委員会の目的達成に必要な事業。

## 第3章 組織及び登録

(組織)

- 第5条 本委員会は、第3条の目的を達成するために、公益社団法人千葉県サッカー協会並びにシニア委員会に加盟した、チーム構成メンバー及び学識経験者により構成される。

(登録)

- 第6条 登録選手は40歳以上でなければならない。但し、本委員会が認めた37歳以上の選手は、本委員会が定めた書式に則り、公益社団法人千葉県サッカー協会に登録しなければならない。
- 2 他の都道府県から（公財）日本サッカー協会に登録されている選手は、本委員会に登録できない。但し、他都道府県での登録チーム・選手でも、本委員会が審議し、委員会の議決を得られた場合は、シニアリーグに参加することができる。
  - 3 本委員会に登録したチーム・選手は、県内の公式試合に出場できる。
  - 4 但し、本委員会に登録したチームはシニアリーグ委員会に加盟しシニアリーグに参画したチームでなければならない。

## 第4章 シニアリーグ委員会

(シニアリーグ委員会)

- 第7条 本委員会加盟チームは、シニアリーグ委員（以下「Sリーグ委員」と称する）を1名選出しなければならない。
- 2 Sリーグ委員は、各世代、各リーグより各々1名の代表委員を選出する。
  - 3 代表Sリーグ委員は互選によりリーグ委員長を選出し、他の代表委員をリーグ副委員長とする。
  - 4 シニアリーグ委員長はシニア委員会副委員長、副委員長は同シニア委員会委員とする。

- 5 Sリーグ委員会はシニア委員会と共にSリーグの企画を審議し、Sリーグを運営する。

## 第5章 役員

(役員)

第8条 本委員会に、次の役員を置く。

- (1)委員 代表委員数以上でその2倍以内(うち、委員長1名、副委員長3名以内)
- (2)会計 2名
- (3)監事 1名以上3名以内とする

(選任等)

第9条 委員長はSリーグ委員会の代表委員数と同数の学識経験者を選任することができる。

- 2 委員長、副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会計及び監事は、委員会にて選任する。
- 4 委員、会計、監事はこれを兼ねることはできない。
- 5 Sリーグ委員長はシニア委員会副委員長とする。

(委員長及び副委員長)

第10条 委員長は本委員会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等があった場合はその職務を代行する。

第11条 本委員会委員、事務局長、会計、監事の中から7名を(公社)千葉県サッカー協会社員とする。

- 2 社員は本委員会において決定する。

(会計)

第12条 会計は委員会において選任する。

- 2 会計は、会務を総理する。
- 3 本委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 4 毎年の決算報告は、委員会及び公益社団法人千葉県サッカー協会の承認を受けなければならない。

(監事)

第13条 監事は委員会において選任する。

ただし、必要があるときは、シニア委員会以外の者から選任することを妨げない。

- 2 監事は会計及び業務執行状況を監査する。

(定年制)

第14条 本委員会の活性化を図るため、委員長等の年齢制限(定年制)を導入する。

定年は70歳とする。尚、顧問及び参与は75歳をもって定年とする。

(任期)

第15条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 本委員会から選出される、関東サッカー協会シニア委員会委員の任期もこれに準ずる。
- 3 経理担当は資金を管理するため、危機管理の面からも注意し、委員会で監事を任命し掌握する。

第16条 本委員会の役員がスポーツマンシップに違反する行為があった場合は、委員会により解任することができる。

## 第6章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第17条 本委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、委員会の議決を経て委員長が委嘱する。

- 3 顧問及び参与は、委員会の要請に応じて委員会並びにS・リーグ委員会に出席することができる。
- 4 顧問及び参与は、委員会の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 5 シニア委員長が任命し、シニア委員会の承認を得た70歳代委員は、70歳役員としてシニア委員会に参画する

## 第7章 会議

(会議)

第18条 委員会は本委員会の最高議決機関であり、年4回以上開催する。

- 2 委員会は、委員長が招集する。委員会の議長は委員長とする。
- 3 委員会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 役員、委員の選出
- (4) 規約の改正
- (5) 本委員会の運営上必要と認められる重要事項

(定数)

第19条 委員会は、それぞれ定数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。但し、委任状を提出し、代理人に委任することができる。

(議決)

第20条 本委員会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決定する。

(議事録)

第21条 全ての会議は議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名捺印の上、これを保管しなければならない。

## 第8章 会計

(経費)

第22条 本委員会の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

- (1) 補助金
- (2) 大会参加費
- (3) 年会費
- (4) 協賛金及びその他

(会費)

第23条 会費は、個人、チーム会費のみとする。

- (1) 会費については、別に定める細則による。

## 第9章 規約の変更

(規約の変更)

第24条 本委員会の規約は、委員会において3分の2以上の同意を得、かつ(公社)千葉県サッカー協会理事会の承認を得なければ、これを変更することはできない。

## 附則

(附則)

第25条 本委員会の規約の施行については、委員会の議決をもって実施する。

1. 本規約は、平成23年3月1日から施行する。

## 千葉県シニア委員会細則

1. 本委員会に加盟登録しようとするチームは本県にその本拠を有するもので、(公社)千葉県サッカー協会及び(公財)日本サッカー協会に登録しなければならない。  
但し、本委員会が認めたチームはシニア委員会への加盟を認める。  
千葉県シニアリーグ発足時『四十雀クラブ東京(東京都シニア連盟所属)当時、東京都シニア連盟は発足していなかった』  
千葉県シニア委員会から加盟依頼した経緯があり(準加盟チーム)として参加する。  
この依頼経緯の為、四十雀クラブ東京から脱会依頼が有るまでは参加できる事とする。
2. 登録は、各チーム下記登録料及びシニア委員会会費を添えてWeb申請をしなければならない。  
Web申請の手続きについては、公益社団法人千葉県サッカー協会「ホームページ」を参照のこと。
3. シニアリーグ・シニア選手権参加チームは、シニア委員会に加盟したチームでなければならない。  
シニア委員会加盟とは、シニアリーグ委員会に加盟(シニアリーグに参加していなければならない)  
(シニア選手権のみの参加は認めない)  
尚、チーム登録は各世代を有するチームでは、1チームの登録で構わない。  
シニア委員会登録費・協会登録費は23年度として下記に定める。  
但し、今後の状況により各年度、変更されることがある。

### 平成24年度

- \* 協会登録費明細 チーム登録費、¥26,500- (日本協会¥7,000-、県協会¥14,500-、機関紙¥5,000-) 個人登録費、¥2,200- (日本協会¥1,500、県協会¥700-)  
シニア委員会加盟登録費年、¥10,000とする。諸事情により変更することがある。  
別に公益社団法人千葉県協会、(公財)日本協会にチーム、個人登録もされていること。

4. 新チーム加盟手続き(届出先、期限、承認)  
上記の1から3を満たすチーム・選手であることを前提とし、加盟希望年度の前年12月20日までに、シニア委員会に届け出をしなければならない。  
間に合わない時はシニア委員会、Sリーグ委員会が認めたチームであること。  
シニア委員会会議で承認されたチームも同様に認められる。
5. シニア委員会への加盟は、チーム代表者はSリーグへの参加、Sリーグ委員会 又、選ばれたときはシニア委員会への参加も加盟の条件とする。

### 第4条(3)項、細則 千葉県代表チーム・選手の選出

6. 県代表チーム選出
  - (1) 全国、関東大会への県代表チーム各世代(40代、50代、60代、70代)は県予選会を行い選出する。尚、予選会への参加チームが無い時は県選抜とする。  
参加チームの資格は各大会の要項による。(公社)千葉県サッカー協会登録以外のチームは代表チームにはなれない。
  - (2) 関東選手権代表チームは各リーグ優勝チームとする。但し、選手権優勝チームがリーグ戦で優勝した時はリーグ第2位チームが参加する。  
選手権60・70代準優勝チームがKTFA 関東選手権へ出場する。選手権は予選会同一大会となる。
  - (3) ねんりんぴっく、他代表チームは選考会を経、選出する。

尚、千葉県在住（県からの補助が有る為）本委員会加盟チームの選手でなければならない。  
両大会とも、サッカー協会登録義務の要綱はないが、千葉県サッカー協会推薦を要する為、千葉県サッカー協会、（公財）日本サッカー協会への登録も参加資格とする。  
但し、本委員会が認めた選手でも参加できる。

#### 7. 細則の改廃

この細則は、本委員会の議決、同意を得なければ改廃することはできない。

(付 則) この細則は、改正 平成23年3月1日より施行する。

- ・変更、千葉県サッカー協会は社団法人から、公益社団法人として平成24年4月1日以降、変更に伴い同シニア委員会も公益社団法人 千葉県サッカー協会シニア委員会となる。(公社)千葉県サッカー協会シニア委員会と称する。(平成24年3月24日シニア委員会会議にて承認)
- ・変更 シニアリーグ委員会加盟金の変更  
平成25年 11月24日 第4回シニア委員会に於いて、シニアリーグ委員会加盟費 ¥10,000より ¥20,000に変更案が全会一致で承認し、平成26年度加盟分より変更。
- ・変更 シニア委員会規約細則、第14条3項、6の(3)変更、千葉県代表チームの選出『ねんりんぴっく、スポレク祭代表チーム』を『ねんりんぴっく、他は選考会を経』と変更  
平成26年1月18日、第5回シニア委員会にて全会一致で承認され変更された。
- ・追記 県代表大会参加補助(平成29年11月23日、第4回シニア委員会にて全会一致で承認)千葉県代表チームに次の条件で大会補助を行う。
  - 1、JFA全日本大会出場チーム 金、¥50,000-  
※地元開催時はJFAより20万の補助が有る為、県シニア委員会より補助はしない。
  - 1、関東大会出場チーム 金、¥30,000-  
(70代は兼用大会の為、当面无し、地元開催時も補助有り)
  - 1、ねんりんぴっく大会代表 金、¥50,000-
  - 1、他大会補助、シニア委員会が認める大会  
\*神栖市長杯(茨城県) 金、¥20,000-

#### 日本協会登録費の変更(2018年登録より)

- 1、2018年度より、個人登録費の変更された。  
個人登録費(日本協会、¥1500- 県協会、¥1,000-)

#### \*2022年3月12日第9回臨時シニア委員会会議で 規約の変更。

- ・第5章7条2項、S・リーグ委員は各年代グループより各々2名の代表委員の選出。  
『S・リーグ委員は、各世代各リーグより1名の代表役員を選出する』と変更。
- ・監事の人数変更：第5章第8条3項 監事2名 から 『1名以上3名以内とする』  
第5章13条(監事)追記：

『ただし、必要があるときは、シニア委員会以外の者から選任することを妨げない』  
以上、千葉県サッカー協会理事会の承認を得る為、申請し、2023年4月1日施行。

#### \*日本協会登録費の変更(2023年登録より)

- 1、2023年度より、個人登録費の変更予定。  
個人登録費(日本協会、¥1500- 県協会、¥700-)、  
シニア委員会個人登録費の徴収 ¥500-とする、2022年11月23日シニア委員会会議にて決定。

規約第3章-4項の追記、関連)細則3-追記の承認 2024年1月13日シニア委員会会議全会一致。